

社会福祉法人 睦会 総合福祉施設 須坂やすらぎの園
特定有料老人ホーム そよ風（特定施設入居者生活介護）運営規程

（目的）

第1条 社会福祉法人睦会 総合福祉施設須坂やすらぎの園が運営する特定有料老人ホームそよ風（特定施設入居者生活介護）（以下「事業所」という。）が行う事業サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び介護支援専門員（計画作成担当者）（以下「職員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護サービスを提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 事業サービスの提供に当たって、事業所の職員等は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉・リハビリサービス、との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（施設の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称等は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特定有料老人ホームそよ風
- (2) 所在地 長野県須坂市大字日滝字寺窪 2878-1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（兼務）
- (2) 生活相談員 1 名以上
- (3) 介護支援専門員（計画作成担当者）1 名以上（兼務）
- (4) 看護職員 1 名以上
- (5) 介護職員 10 名以上

- (6) 機能訓練指導員 1 名以上
- (7) 管理栄養士 1 名以上
- (8) 調理員 1 名以上
- (9) 事務員 1 名以上

2 前項に掲げる職種の職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 管理者は、事業所の職員管理及び業務管理を一元的に行う。
また、職員に各種規程を遵守させる為に必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 生活相談員は、利用者の日常生活全般を把握し、その相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行う。
- (3) 介護支援専門員 介護支援専門員は、利用者が自立した日常生活を営むこ
(計画作成担当者) とができるよう、特定施設サービス計画を立案し、必要に応じて変更する。
- (4) 看護職員 看護職員は、利用者の健康状況に注意し、健康保持の為の看護に当たる。
- (5) 介護職員 介護職員は、特定施設サービス計画に基づき、利用者の自立支援及び日常生活の充実に資する様、利用者の介護・介助に当たる。
- (6) 機能訓練指導員 機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を考慮して、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またはその減退を防止する為の訓練を行う。
- (7) 管理栄養士 管理栄養士は、利用者の嗜好を考慮した食事献立表を立案し食品衛生管理も行う。
- (8) 調理員 調理員は、管理栄養士が作成した食事献立表に基づき、食品衛生にも考慮し調理、提供する。
- (9) 事務員 事務員は、事業所に必要な経理、庶務及びその他の事務を行う。

(入所定員及び居室数)

第5条 特定有料老人ホームの入所定員は 30 名、居室数は全室個室の 30 室とする。

(特定施設入居者生活介護の内容及び利用料等)

第6条 特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

但し、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話

(2) 日常生活動作の機能訓練

(3) 療養上の世話

(4) 健康チェック

2 その他の利用料金については別途契約書に定める額とする。

(サービス計画の作成)

第7条 管理者は、介護支援専門員（計画作成担当者）に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 介護支援専門員は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題を明らかにする。それと共に利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で、解決すべき課題を把握しなければならない。

3 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する事業サービスの提供に当たる職員等と協議の上、事業サービスの目標及びその達成時期、内容、また提供する上で留意すべき事項等を記載した特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。作成した原案について、入所者に対して説明し同意を得なければならない。

4 介護支援専門員は、特定施設サービス計画の作成後に於いて、サービスの提供に当たる職員等と継続的に連携を取り、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行う。

(サービスの取り扱い方法)

第8条 施設は、利用者について、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身状況等に応じて、適切な支援を行う。

2 事業サービスの提供は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なもの

にならないように配慮する。

- 3 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わない。但し、やむを得ず一時的に身体拘束を行う場合は「やむを得ない身体拘束に関する説明書」に内容を記載し、医師の指示のもと利用者本人、身元引受人に同意を得た上で行う。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止の為に次に掲げる必要な措置を講じる。
 - (1) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上、知識や技術の向上に努める
 - (2) 職員が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整え、職員が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。

(介護)

- 第9条 事業サービスの提供に当たっては、機能の維持・向上を基本とし、利用者の心身の状況及び家庭環境等に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
- 2 1週間に2回以上、特別浴槽を用いた入浴や介助浴槽等、適切な方法により入浴を実施する。
尚、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行う事とし、入浴が困難な場合は、清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努める。
 - 3 排泄の介護に当たっては、利用者の心身の状況や排泄状況などを基に、自立支援を踏まえ、トイレ誘導や排泄介助等について適切な方法により実施する。
 - 4 おむつを使用せざるを得ない利用者に対しては、利用者の心身及び活動状況に適したおむつを提供するとともに、利用者に応じた適時の交換を行う。
 - 5 前各項に定めるほか、利用者の生活面での活動性を向上させる為、離床、着替え整容など利用者の心身の状況に応じた日常生活上の介護を適切に行う。

(食事の提供)

- 第10条 利用者の年齢、嗜好を考慮しつつ身体的状況に応じた適切な栄養所要量及び内容の食事の提供を行い、食事時間は適切なものとする。なお、病弱者に対する献立については、必要に応じ医師の指導を受ける事とする。

2 食事の提供は、利用者の自立支援に配慮して可能な限り離床して行う。

(機能訓練)

第11条 事業所は、利用者に対し、その心身の状況等に応じ、日常生活を営むのに必要な機能の改善又はその減退を防止する為の訓練を行う。希望があれば別に定める料金でセラピストによるリハビリテーションを受けることができる。

(健康管理)

第12条 職員等は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持の為の適切な措置をとる。

(相談援助)

第13条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第14条 事業所は、教養娯楽設備を備える他、適宜利用者のためのレクリエーションを行う。

2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図ると共に、利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努める。

(緊急時・非常災害対策等の対応)

第15条 事業所は、利用者の病状が急変した場合、若しくは、その他必要な場合は、速やかに医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

2 非常災害に際しては、消防法施行規則第3条の規程による消防計画規程に基づき対処する。また、定期的に避難、救助訓練その他必要な訓練を実施し、万全を期する。

(苦情処理)

第16条 事業所は、その提供した事業サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切

に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置する。

- 2 事業所は、その提供した事業サービスに関し、市町村が行う文書、その他の物件の提出もしくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問、若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に対して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 事業所は、その提供した事業サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会等が行う調査に協力すると共に、同会等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（地域との連携等）

第17条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はボランティア等との連携及び協力を行う等の交流に努める。

（事故発生時の対応）

- 第18条 事業所は、利用者に対する事業サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を速やかに講ずる。
- 2 事業所は、利用者に対する事業サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止に関する事項）

- 第19条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為、次の措置を講ずる。
- (1) 虐待を防止する為の従業者に対する研修の実施。
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
 - (3) その他虐待防止の為に必要な措置。
- 2 事業サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報する。

（記録の整備）

- 第20条 事業所は、次に掲げる記録を整備する。
- (1) 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録
 - (2) 事業サービスに関する記録

- (3) 特定施設サービス計画書
- (4) 提供した事業サービスに係る記録
- (5) 緊急やむを得ず入所者に身体拘束を行った場合にあっては、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由
- (6) 提供サービスに係る入所者及びその家族からの苦情の内容
- (7) 提供サービスの供与により入所者に事故が発生した場合は、その状況及び事故に際して対応した処置の内容

2 事業所は、前項に掲げる(1)から(4)に関する諸記録をその完結の日から 2 年間、(5)から(7)に関する諸記録をその完結の日から 5 年間保存する。

(業務継続計画の策定等)

第21条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施する為、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じる。

2 当施設は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(運営懇談会)

第22条 利用者の意見、要望を管理・運営に反映させ、業務を円滑に行うため、年に 1 回以上、運営懇談会を開催する。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第23条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、法人理事長と施設長、関係職員が協議の上、定める。

附 則

この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 1 日一部改正（業務継続計画の策定等を追加）